

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局等からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向等を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、令和元年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局等から関係分野に関する情報収集等を行った。

1 政策担当部局からのヒアリング

(1) 令和元年6月25日 第192回委員会

総合通信基盤局から「ネットワーク中立性に関する研究会中間報告書」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・ コンテンツの大容量化やIoT機器の普及などによるインターネットトラフィックの急増・多様化や、通信に関する様々なビジネスモデルの登場等により、近年、ネットワークをめぐる環境が大きく変化してきていることを踏まえ、ネットワーク利用及びコスト負担の公平性や透明性確保の在り方等を検討するため、「ネットワーク中立性に関する研究会」（座長：森川 博之 東京大学大学院工学研究科教授）を開催した。
- ・ 本研究会では、インターネットが果たしてきた役割を再度確認し、誰もが自由に活動できる共通基盤として、引き続きインターネットのオープン性を維持するためには、ネットワーク中立性の確保が重要だという議論がなされ、ネットワーク中立性が確保されているかどうかを判断する上で、以下の5点を基本的視点としながら、具体的なルールについて検討することとした。
 - ① ネットワークの利用の公平性の確保
 - ② ネットワークのコスト負担の公平性の確保
 - ③ 十分な情報に基づく消費者の選択の実現
 - ④ 健全な競争環境の整備を通じた電気通信サービスの確実かつ安定的な提供の確保
 - ⑤ イノベーションや持続的なネットワーク投資の促進
- ・ 上記の5点を基本的視点としながら、①帯域制御に関するルール、②優先制御に関するルール、③ゼロレーティングやスポンサードデータに関するルールの3つのルールについて、論点を整理、さらに、ネットワーク中立性確保のための体制等の整備として、ネットワークへの持続的投資の確保及びモニタリング

体制の整備について、論点を整理の上、取組の方向性を取りまとめた。

(2) 令和元年6月25日 第192回委員会

総合通信基盤局から「プラットフォームサービスに関する研究会」中間報告書概要について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・近年、プラットフォーム事業者が大量の利用者情報を活用してサービスを提供していること等を踏まえ、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方、オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応等について検討を行うため、「プラットフォームサービスに関する研究会」(座長：穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し、以下の事項を中心に、政策対応上解決すべき課題を抽出した。
 - ① 利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応に関し、国外プラットフォーム事業者が我が国の利用者を対象として通信サービスを提供する場合における電気通信事業法に定める通信の秘密の保護規定の適用及びその履行確保に係る共同規制的なアプローチを含めた適切な方策の実現のための法整備等に向けた整理。
 - ② 電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の一体化や連携・融合の進展を踏まえ、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律(ガイドライン等)の適用範囲・対象の見直し・明確化に向けた整理。
 - ③ フェイクニュースや偽情報に係る政策対応に関し、民間部門における自主的な取組を基本として、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携などの自浄メカニズム等について検討を深めるなど、具体的な施策の方向性の検討に向けた整理。
- ・上記3点の解決すべき課題をさらに深めて、令和元年12月までに最終報告書を取りまとめる予定。

(3) 令和元年7月30日 第193回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会」中間報告書(案)について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・ネットワークの仮想化、5Gといった技術の革新、グローバル化の進展など市場の変化、我が国の社会構造の変化など、これまでのネットワーク構造やサー

ビスを前提とした電気通信事業分野における競争ルールや基盤整備、消費者保護等の在り方についての見直しが急務となっている。

- このような大きな変化に迅速かつ柔軟に対応するため、これまでの政策について包括的に検証した上で、2030年頃を見据えた新たな電気通信事業分野における政策の在り方について検討を行う必要があることから、2018年8月に「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」について情報通信審議会に諮問を行い、2030年を見据えたネットワークビジョンを踏まえた電気通信政策の在り方として、①通信ネットワークにおける仮想化の進展への対応、②他者設備の利用の進展への対応、③市場の融合の進展への対応、④グローバル化の進展への対応といった取組の方向性が示された。
- 2030年を見据えたネットワークビジョンを巡る個別の政策課題として、
 - ① 情報通信基盤の整備等の在り方
 - ② モバイル市場の競争環境の確保の在り方
 - ③ 消費者保護ルールの在り方
 - ④ ネットワーク中立性の在り方
 - ⑤ プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方が検討された。
- また、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）附則第9条において、施行後3年後に、その施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされており、①電気通信事業の公正な競争の促進、②電気通信サービスの利用者の保護、③ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保について、施行状況と対応を取りまとめた。

（４）令和元年９月１８日 第１９４回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証（平成30年度）年次レポート」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- 電気通信事業分野における市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として設置されている、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議（座長：大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授・東京大学公共政策大学院副院長）から助言を得て、「電気通信事業分野における市場検証（平成30年度）年次レポート」を令和元年8月29日に公表した。

- 「年次レポート」では、移動系通信市場や固定系ブロードバンド市場における小売・卸売市場別の契約数及び事業者別シェアに関するデータや利用者向けアンケート結果等に基づき、電気通信市場における競争状況の分析を行っている。
- また、電気通信事業者の業務の適性等の確認に係る実施方針として、電気通信事業法の実効性を確保するため、電気通信事業者における法令・ガイドラインの遵守状況やサービス提供に係る課題等の確認を実施した。平成30年度は、3つの事項（①固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等、②移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等、③移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等）を中心に確認を行った。
- 電気通信市場における競争状況の分析、電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、事業者間の公正競争の確保及び利用者利便の向上の観点から固定系通信市場及び移動系通信市場のそれぞれについて検証を実施し、重要となる課題等を整理した。
- 移動系通信市場に関する検証結果
 - ①楽天モバイルのMNO算入により事業者間の競争が促進されることが期待される一方、契約数は既に頭打ち状態であり、この分野において新規需要を大きく喚起することは困難。
 - ②利用者のスイッチングコストの低減に向けた取組を実施する必要性は非常に大きい。
 - ③今般の電気通信事業法の一部改正により、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度は整備されたが、引き続き市場における競争環境を注視し、必要に応じて適切な対応をとることが求められる。
 - ④移動系通信市場においては、通信モジュールとそれ以外との間での成熟度に大きな違いが見られることから別々に市場確定をした上での分析が必要であると考えられる。
- 固定系通信市場に関する検証結果
 - ①NTT東西のサービス卸の提供において、電気通信事業法上問題となる行為は確認されなかったが、引き続き注視が必要。
 - ②サービス卸の事業者変更に要するコストが低下するため、市場における競争状況に大きな変化が生じる可能性があることから、市場における競争状況や事業者によるサービスの提供条件等について注視する。
- なお、令和元年度以降も市場検証の取組を引き続き実施するに当たり、最近の電気通信事業分野を取り巻く環境変化等を踏まえた当面の重点事項等についての基本的な考え方について示した「電気通信事業分野における市場検証に関する

る基本方針」(令和元年8月29日)を定めたところである。

(5) 令和元年11月12日 第195回委員会

総合通信基盤局から「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・ 携帯電話等の移動通信サービスの提供においては、広範な地域に相当多数の基地局を設置することが必要。特に5Gの導入に当たっては、基地局の小セル化や多セル化が必要となるが、鉄塔の設置場所やビル等の物理スペースは限られており、また、景観上の問題等で新たな鉄塔等の設置が制限される場合もあるため、ビル屋上やルーラルエリア等の屋外において鉄塔等の設備を他人に使用させ、又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」がこれまで以上に重要である。
- ・ 本ガイドラインは、上記を踏まえ、インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、電気通信事業法及び電波法の適用関係について明確化を図るもの。
- ・ インフラシェアリング事業は、その使用させる設備等の範囲に応じ、多様な事業形態(ビジネスモデル)が存在しており、これにより電気通信事業法及び電波法の適用関係が異なることから、その使用させる設備等の範囲に応じ、①土地、建物、鉄塔等の工作物等の電気通信設備以外の設備を一又は二以上の移動通信事業者を使用させる事業形態、②空中線、基地局装置、基地局のエントランス回線等の電気通信設備を一又は二以上の移動通信事業者を使用させる事業形態に分類し、以下の事項について整理。
 - (1) 鉄塔等の使用に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係
 - ① 事業開始に必要な手続
 - ② 提供形態
 - ③ 提供条件等
 - ④ 協議が調わなかった場合の手続
 - (2) 電気通信設備の使用に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係
 - ① 事業開始に必要な手続
 - ② 提供形態
 - ③ 提供条件等
 - ④ 協議が調わなかった場合の手続
 - (3) 工作物及び電気通信設備の使用に共通の取扱い

- ① 工作物等と電気通信設備を一体的に使用させる場合の取扱い
 - ② 協議における事業計画等の聴取範囲の明確化
 - ③ インフラシェアリング事業者コンタクトポイントの明確化
- ・ なお、本ガイドラインは、現時点で想定される移動通信分野におけるインフラシェアリングのビジネスモデルを前提として策定したものであり、技術、サービスの進歩、インフラシェアリングの進展の程度等を踏まえ、必要に応じその内容を見直すものとする。

(6) 令和元年12月26日 第196回委員会

総合通信基盤局から「第5世代移動通信システム(5G)の今と将来展望」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・ 我が国の移動通信システム(携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム(BWA))の契約数は令和元年6月末時点で約1億8,018万に達し、移動通信トラフィックは1年で1.2倍となっており、今後も増加が見込まれるところ、これに対応するため、4Gの高速化が期待されるほか、5Gの開設計画が認定され、令和2年春より商用サービスが開始された。
- ・ 5Gは超高速、超低遅延、多数同時接続の3つの特長を有する。従来の移動通信システムは、携帯電話サービスとしての利用が主であり、産業用途は比較的限られていたが、5Gは、医療、農業、建設など、上記の特長を活かした様々な産業分野における利活用を通じて、AI/IoT時代のICT基盤として産業構造の変革につながると期待されている。
- ・ 具体的には、高精細映像を用いた遠隔医療の実現、自宅からの畜産・農業管理や建機の遠隔操作などによる働き方改革、各種センサー等からの情報収集による防災、自動運転の実現による地方での移動手段の確保など、様々な形で社会が変化することが期待される。
- ・ なお、諸外国の動向としては、米国、韓国では令和元年4月から、欧州では5月から、中国では11月からサービスが開始されている。日本のサービス開始時期は令和2年春頃であるが、光ファイバの整備等が進んでおり急速な全国展開が期待される。
- ・ 我が国の5Gの展開としては、①全国5Gの周波数の割当て、②ローカル5Gの実現、③5Gの利用促進の3本柱で取組を進めていく。①については、令和元年4月に開設計画の認定を行った。5Gでは、都市部・地方を問わず、事業可能性のあるエリアを広範にカバーすることとしており、認定の際は、5Gの特性をいかした多様なサービスの広範かつ着実な普及等を確保するための条件を付して

いる。(NTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話、ソフトバンク及び楽天モバイルの4者から5Gの開設計画の認定申請があり、審査結果を踏まえ、開設計画の認定を行うとともに周波数割当てを実施。)

- ②のローカル5Gについては、地域や産業の個別のニーズに応じて、地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟にシステムを構築することが可能である。このため、使用用途に応じて必要となる性能を柔軟に設定することが可能であるほか、他の場所での通信障害や災害の影響を受けにくいなどといった特長がある。
- ローカル5Gについては、一部の周波数については先行して、令和元年12月に制度化を行い、他の周波数については令和2年12月の制度化を目指している。
- ローカル5Gの概要、免許の申請手続、事業者等との連携に対する考え方等を明確化するため、制度改正と併せてガイドラインを令和元年12月に公表した。
- ③については、Society 5.0時代を迎え、5GをはじめとするICTインフラ整備支援策と5G利活用促進策を一体的かつ効果的に活用し、ICTインフラをできる限り早期に日本全国に展開するため、「ICTインフラ地域展開マスタープラン」を策定。条件不利地域のエリア整備を含め、特に地方のICTインフラの整備を加速する。
- このようなインフラ整備に加え、平成29年度から令和元年度の3年間実施した5G総合実証試験の成果も踏まえ、令和2年度からは地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証を実施し、具体的な地域の課題解決に資するローカル5G等の利活用モデルの構築に取り組む。

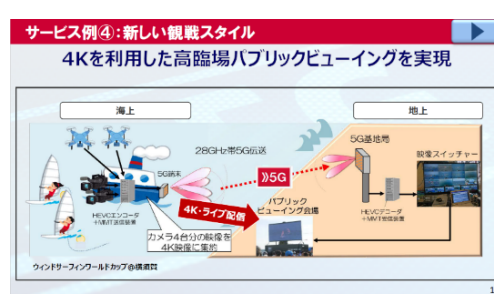
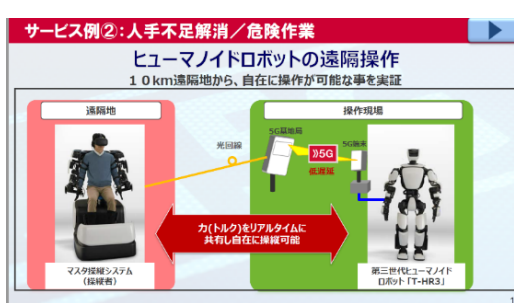


2 委員会における施設視察等（令和元年5月14日 第191回委員会）

(1) 株式会社NTTドコモより、5G関連の展示を含めた取組状況の説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・5Gの時代が到来した場合、どのような世界が実現するのか、イメージビデオを紹介。
- ・従来、個人の生活を豊かにすることに主眼が置かれていたが、5Gは、様々な産業とのコラボレーションにより世界が変わってくるものと考えられる。4Gまでは、特に大容量・高速というのが大きな特徴であったため、主にユーザーが多い都市部を中心に展開してきたが、5Gは様々な産業とのコラボレーションが大きく期待されることから、地方・郊外を含めニーズがあれば積極的に展開したい。
- ・5Gの主な特徴として、大容量・高速、低遅延、多数接続の3点があげられる。NTTドコモとしては、これらの特徴をいかして各産業のパートナー企業と協力して新しい価値を生み出す、造語ではあるが、「協創」を進めていきたい。
- ・現在の具体的な取組としては、「5Gオープンパートナープログラム」を開始。国内外に5Gの実験環境を用意し、パートナー企業2,600社とともに、またパートナー企業同士での「協創」に向けた取組を実施。
- ・上記2,600社のパートナーには、ほぼ全ての業種の企業等が参加しているが、特徴的なのは、地方自治体も多く参加している点であり、地方創生といった課題についても取り組んでいく。
- ・想定されるユースケースとして、建設現場の働き方改革や、緊急時の遠隔医療、スポーツ観戦における活用例のビデオを紹介。



(2) 日本テレビ放送網株式会社の放送施設（東京スカイツリー）の視察を行い、意見交換を行った。

※ 当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき非公開で開催した。

3 有識者からのヒアリング（令和元年11月12日 第195回委員会）

山本 和彦前委員（一橋大学大学院法学研究科教授）から「ADRの意義と将来」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ADRは、紛争解決方式又は紛争解決を行う機関の種別により分類することが一般的であるが、いずれにせよ、最終的には両当事者が合意して紛争を解決するというのがADRの特色であり、裁判と最も大きく異なる点といえる。
- ADRは強制力を持たない形で紛争を解決することから、民間団体の参入も可能であり、紛争解決を行う機関の種別として、司法型・行政型・民間型に分類される。日本のADRの一つの特徴として、行政型ADRが比較的様々な分野で設けられている点があげられる。
- ADRのメリットとしては、相対交渉と比較して、中立的な第三者が関与することにより、紛争解決の中立性・公平性が確保できる点がよく指摘される。また、訴訟と比較して、簡易・迅速・安価であり、秘密を確保しつつ柔軟な解決結果をえることが可能である点も指摘される。
- このように、ADRのメリットは多くある一方で、従来、必ずしも十分に活用されているとは言えない。その主な原因として、認知度が低いこと、裁判と比較した場合に相対的に信頼度が低いこと、制度的な使い勝手が悪いこと、があげられる。
- 制度的な課題についてはADR法が制定されているが、今なおADRの利用は活発であるとはいえない状況。実際の活動結果を見ると、解決率が50%を超え、解決に要する期間も約半数が3ヶ月以内、4分の3が6ヶ月以内と非常に迅速であり、善戦していると評価できるが、認知度向上が大きな課題であり、様々な相談機関との連携を図ることも重要。
- ADRの将来に関しては、オンラインのADR、IT又はAIを活用した紛争解決の問題について注目している。ITを活用したADRは、最近、「ODR : Online Dispute Resolution」と言わ

れ、広義のODRは、民事紛争の解決にICTを活用することを指し、狭義のODRは、特にプラットフォーム企業における対企業又は顧客間の苦情紛争解決を指す。広義のODRが展開していくことにより今後の紛争解決の在り方が大きく変容していく可能性があるのではないか。

- ADRにおけるAIの活用可能性については、現在、グローバルで議論がなされており、紛争解決の分野での「誰も取り残されない社会」を目指し、全ての人に司法アクセスを提供することがSDGsの中でも提言され、OECD等でも「正義へのアクセス (Access to Justice)」が重点的な課題として議論されている。
- このような世界的潮流を受け、我が国でもオンラインでの紛争解決、IT化を積極的に進めていくことがいろいろな場所で議論されているが、「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)を受ける形で裁判手続のIT化の具体化に向けた議論が行われている。また、内閣官房に設置されている「裁判手続等のIT化検討会」では、裁判手続を全面的にIT化するというかなり野心的な提案がされている。このように、紛争解決の基幹的なものである裁判のIT化が図られていくことは、ADRを含めた日本に存在する全ての紛争解決機関に大きな影響を及ぼしていくものと考えられる。
- また、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)では、正面からIT・AIを活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行うことが提言され、内閣官房に「ODR活性化検討会」が設置され議論が進められているところ。
- 早い段階から顧客間の紛争解決にODRを活用している海外のプラットフォーム企業は全世界で、非常に小さな紛争(商品イメージが異なる等)も含めて年間6,000万件の紛争を解決していると言われており、他の大手Eコマースプラットフォームなどもこれに追随しているが、日本はこの面では現時点ではやや遅れているところがある。このような取組が日本でもやがて普及してくれば、日本人の紛争解決に対する意識を大きく変えていくことになるのではないか。
- 将来的に、一方で裁判がIT化して他方で民間ADRがODRを実装して活動していくことになれば、行政ADRに対しても社会的にそのような要請が強くなっていくのではないかと考えられる。

<講師紹介>

山本 和彦（一橋大学大学院法学研究科教授）

御経歴：

昭和59年	3月	東京大学法学部卒業
	4月	同 法学部助手
62年	6月	東北大学法学部助教授
平成8年	4月	一橋大学法学部助教授
12年	4月	同 大学院国際企業戦略研究科教授
13年	4月	同 大学院法学研究科教授
21年11月		電気通信事業紛争処理委員会特別委員（非常勤）
22年12月		電気通信事業紛争処理委員会委員 ¹ （非常勤）



（令和元年12月退任）

¹ 平成23年6月電気通信紛争処理委員会に改称

第2章 「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等調査」の報告

委員会では、紛争処理を行う際の基礎資料とするために、事務局において実施した「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等調査」の概要について、第193回委員会(令和元年7月30日)で報告を受け意見交換を行った。

【説明の概要】

本件調査では、情報通信分野の事業者間紛争処理に関し、諸外国等(米国、EU、英国、仏国、韓国)の体制や制度、紛争事案の実績、事例等について調査を行った。

1. 米国の紛争処理制度

(1) 州際・国際通信における紛争処理

① 紛争処理機関

電気通信・放送分野における独立規制機関である連邦通信委員会(FCC)の市場紛争調停部門(MDRD)が担当。

② 紛争処理制度

- ・公衆電気通信事業者、無線事業者、国際通信事業者が通信法に違反している可能性があるとして、事業者や組織による申立てが可能(通信法第208条)。
- ・電気通信事業者やケーブルテレビ事業者の電柱架設について、料金、規定、条件に関する申立てが可能(通信法第224条)。

(2) 州内通信における紛争処理

① 紛争処理機関

州内公益事業(電気通信・電力・ガス・水道事業等)の規制監督権限を持つ各州の公益事業委員会(PSC/PUC)が担当。

② 紛争処理制度

- ・既存市内電気通信事業者(ILEC)と競争的市内通信事業者(CLEC)の間の相互接続に関する紛争は各州PSC/PUCが調停・裁定(通信法第252条)。
- ・交渉の過程で相違が生じた場合は、PSC/PUCによる調停が可能。また、紛争が発生した場合は、当事者は無料でPSC/PUCによる裁定を申請することが可能。
- ・PSC/PUCが紛争処理措置を行わなかった場合、FCCが措置を講ずることが可能。

(3) 近年の紛争処理件数（裁定事例）

第208条に基づく処理	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
事業者間紛争	2	2	4	3	3
消費者・事業者間紛争	1	1	0	0	0
合計件数	3	3	4	3	3

第224条に基づく処理	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
合計件数	3	7	2	3	0

(4) 近年の紛争処理事例

通信法第208条に関する事例として、移動体通信事業者とAT&Tの間の携帯電話ローミングに関する命令（2016年）、市内地域事業者とAT&Tの間のCEAサービス料金（長距離通信事業者と市内通信事業者間で電話を接続するサービス）に関する命令（2017年）などがある。また、通信法第224条に関する事例として、ILECと電力事業者の間の電柱架設に関する紛争（2017年）などがある。

2. EUの紛争処理制度

(1) EU域内の国内紛争処理

① 紛争処理機関

EU加盟国の国内規制機関（NRA）が担当。

② 紛争処理制度（欧州電子通信コード指令第26条）

- ・加盟国はあっせんなどの紛争解決の仕組みを整えることが求められる。
- ・あっせんなどで4か月以内に解決できない場合、NRAは拘束力のある決定を行わなければならない。

(2) EU域内の国際紛争処理

① 紛争処理機関

加盟国の電気通信規制機関の代表者で構成される欧州電子通信規制者団体（BEREC）が担当。

② 紛争処理制度（欧州電子通信コード指令第27条）

- ・NRAはBERECに紛争処理を図るための意見を求めることが可能。この場合、BERECは原則4か月以内に紛争処理の措置に関する意見を公表。例外を除き、NRAは紛争処理の措置を講じる前にBERECによる意見公表を待たなければならない。
- ・NRAが事業者に課す義務は、BERECにより採択された意見を最大限に考慮したものでなければならない。

※本件調査では国際紛争処理にBERECが関与したケースは確認できなかった。

3. 英国の紛争処理制度

(1) 紛争処理機関

通信及び放送分野の規制機関である通信庁（Ofcom）が担当。

(2) 紛争処理制度

① 2003年通信法第3章に基づく紛争処理

- ・Ofcomは、電子通信ネットワークのアクセス及び権利、周波数の管理の履行に関する規制上の紛争処理を行う。
- ・Ofcomに対して、紛争処理申請受付から4か月以内の最終決定を義務付け。

② 2016年通信（インフラアクセス）規制（ATI規制）に基づく紛争処理

- ・通信事業者は、電力・ガス・水道及び道路事業者等が所有する管路・鉄塔等のインフラへのアクセスに関し、Ofcomへ紛争処理の申請が可能。
- ・Ofcomに対して、紛争処理申請受付から4か月以内の最終決定を義務付け。

(3) LLU（ローカルループアンバンドリング）に関する紛争

① OTA2（Office of Telecom Adjudicator 2）

- ・LLUの促進を目的として、Ofcomが任命する仲裁人（5人）により構成される組織であり、LLUに関する紛争処理を担当。
- ・当事者は、仲裁人による審決に拘束される。
- ・通信サービス事業者は「OTA2の覚書」を締結することにより紛争処理の対象となる。

② 紛争処理手続

- ・LLUに関する協議の合意に向けて支援し対話を促進。対話で解決しなかった場合は審決する。

(4) 近年の紛争処理件数（Ofcomによるもの）

年度（4月～3月）	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
申請件数	6	4	2	3	0
前年以前からの継続案件	5	4	0	0	0
解決件数	3	8	2	2	0
非処理案件	8	0	0	1	0

(5) 近年の紛争処理事例

MVNOとMNOであるVodafoneの間の代替的ローミングプロバイダーにおける接続料金等に関する決定(2014年)、電気通信事業者5社とBTの間の卸売イーサネットサービスに係る料金設定に関する紛争(2017年)などがある。

4. 仏国の紛争処理制度

(1) 相互接続・アクセス契約に関わる紛争

① 紛争処理機関

通信分野の独立規制機関である電子通信・郵便規制機関(ARCEP)が担当。

② 紛争処理制度(郵便・電子通信法典第L36-8条)

- ・相互接続・アクセス条件の不一致、公衆無線網共有に関する係争、ネット中立性に関する係争を対象。
- ・通信網運用事業者、通信サービス事業者、地方自治体(ブロードバンド網構築を主導する自治体)が提訴可能。
- ・申立ての受理から決定発効までの期間は原則4か月以内。
- ・相手方の違反行為が重大であれば、通信網の運用に支障ない範囲で保全措置適用が可能。

(2) 市場支配的事業者に関する紛争

① 紛争処理機関

通信分野を含む産業界全体の公正競争環境整備を司る機関である競争機関が担当。

② 紛争処理制度(商法典第L463-2条~第L463-9条)

- ・市場支配的事業者の支配力濫用による他事業者の市場参入・商業活動阻害に関わる紛争を取り扱う。
- ・市場支配的事業者がその地位を利用し他事業者に不当な契約条件を強要したケースは、ARCEPから競争機関に処理を依頼することが可能。

(3) 近年の紛争処理件数

ARCEPによる処理	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
処理件数	2	5	4	0	3
相手方に対する決定事項の通知	2	5	2	0	1
申立ての不受理	0	0	0	0	0

申立ての取下げ	0	0	2	0	2	
競争機関による処理	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
処理件数	1	4	2	1	0	1
相手方に対する決定事項の通知	0	3	2	1	0	1
申立ての不受理	1	1	0	0	0	0
申立ての取下げ	0	0	0	0	0	0

(4) 近年の紛争処理事例

A R C E Pによる取扱事例として、移動体通信事業者とオレンジの間の光ファイバ等の相互接続条件の改変に関する紛争（2015年）、移動体通信事業者間の基地局使用条件に関する紛争（2015年）などがある。また、競争機関による取扱事例として、電話番号案内事業者とG o o g l e間の広告配信サービス提供における市場支配力濫用に関する紛争（2019年）などがある。

5. 韓国の紛争処理制度

(1) 紛争処理機関

- ・通信と放送分野の規制及び利用者保護等を所掌する放送通信委員会（K C C）が担当。
- ・電気通信分野の事業者間及び事業者・消費者間、放送事業者間の紛争について、それぞれ担当部門を設置。

(2) 紛争処理制度

① 裁定（電気通信事業法第45条）

- ・相互接続・卸売提供協議不調の場合などに90日間（最大180日間）で裁定。
- ・裁定に対し60日以内に訴訟を起こさない限り合意したものとみされる。

② あっせん（電気通信事業法第46条）

- ・当事者間の自主的解決が見込まれる場合や少額の損害賠償については、裁定申請がなされた後、あっせん手続が行われる。
- ・紛争が解決できずあっせんが中断した場合は裁定手続が再開される。

(3) 近年の紛争処理件数

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
裁定申請件数*	10	15	12	14	63	20	63	39
裁定審決件数*	0	0	0	1	6	0	7	
事業者間裁定審決	0	0	0	0	0	0	1	0
事業者・利用者間裁定審決	0	0	0	1	6	0	6	

*事業者、事業者利用者間の合計

(4) 近年の紛争処理事例

通信機器・部品卸売企業とMNOであるLG U+の間で発生した移動通信サービス卸売提供協定の不調(2017年)などがある。

第3章 周知広報、利便性向上等のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

1 講演会における委員会業務説明

一般社団法人テレコムサービス協会と連携し、令和元年5月29日に大阪府大阪市において開催された近畿支部総会（主催：同支部）、同月31日に愛媛県松山市において開催された四国支部総会（主催：同支部）、同年8月に開催されたMVNO委員会において、電気通信事業者等に対し、委員会の概要、あっせんの手続、事業者等相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

そのほか、総合通信局等主催の講演会等において委員会のパンフレットを配布した。

2 総合通信局等を通じた周知等

令和元年11月14日の情報通信部長等会議において、総合通信局等に対し、事務局から委員会の周知について協力依頼を行った。

総合通信局等においては、管区内の通信・放送事業者を対象に、講演会やイベント等における委員会のパンフレットの配布等を行うとともに、総合通信局庁舎内に委員会のパンフレットを設置し、ホームページに委員会のバナーやURLを掲載する等の取組が行われている。

3 電気通信事業者への資料の送付

所管部局に依頼し、全国の届出電気通信事業者に対し、委員会が取り扱う事案及び相談窓口等を記載した資料を送付した。